様式第７（第９条関係）

業務委託認可申請書

年　　月　　日

経済産業大臣殿

法人の名称
理事長　　印
住　所

原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律第42条の規定に基づき、業務の委託の認可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1　委託をしようとする相手方の氏名又は名称及び住所
2　委託をしようとする業務（以下「委託業務」という。）の内容
3　委託をすることを必要とする理由

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

様式第８（第10条第１項関係）

業務方法書認可申請書

年　　月　　日

経済産業大臣殿

法人の名称
理事長　　印
住　所

原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律第44条第１項前段の規定に基づき、業務方法書の認可を受けたいので、別添のとおり申請します。

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

様式第９（第10条第２項関係）

業務方法書変更認可申請書

年　　月　　日

経済産業大臣殿

法人の名称
理事長　　印
住　所

原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律第44条第１項後段の規定に基づき、業務方法書の変更の認可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1　変更しようとする事項及び当該変更の内容
2　変更しようとする年月日
3　変更しようとする理由
4　変更の議決をした運営委員会の議事の経過
5　その他参考となるべき事項

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

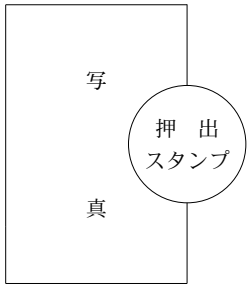
様式第10（第12条関係）

（表　面）

第　　号

原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律第55条第２項の規定による

身　分　証　明　書



職名及び氏名

年　　月　　日生

年　　月　　日交付

経済産業大臣　　印

（裏　面）

原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律抜粋

第55条　経済産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、機構の事務所その他の事業場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

３　第１項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第64条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、50万円以下の罰金に処する。

一　（略）

二　第55条第１項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ｂ８とすること。